

弘前市市民活動保険制度がスタート！

～協働によるまちづくりの第1歩として、身近な市民活動を応援します～

弘前市では、市民のみなさまが安心して地域活動やボランティア活動を行うことができるよう、市民活動中の思わぬ事故をサポートする「弘前市市民活動保険制度」を、平成27年4月からスタートしました。

事前の加入手続や申込みは、必要ないよ！



協働によるまちづくり基本条例と一緒にスタートしたんだね。

対象となる方

弘前市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が計画する活動に参加するボランティア、スタッフ等及び個人でボランティア活動等を行っている市民。（祭りや運動会などの参加者一般は対象ではありません）

補償内容

●傷害保険

活動者自身が活動中（活動場所への往復途中を含む、）事故でけがをしたとき。
事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限ります。

入院 1日3,000円 通院1日 2,000円(90日を限度)
死亡 500万円 後遺障害 15万円～500万円

●賠償保険

活動者（または活動団体）が過失により、他人にけがをさせたり、他のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合。（自己負担額5,000円）

対人賠償 1名につき1億円まで 1事故につき2億円まで
対物賠償 1事故につき1億円まで
保管物賠償 1事故につき300万円まで

（但し、現金・証券・美術品などは対象となりません）

《お問い合わせ先》

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
市民文化スポーツ部市民協働政策課 市役所新館2階
電話 0172-40-7108（直通）
Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp



対象となる市民活動

◎町会活動やボランティア活動など公益的な市民活動が対象となります。

- ①自主的に構成された団体や地域住民組織及び個人が行っている活動
- ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動
- ③計画的に行われている活動
- ④無報酬の活動(交通費などの実費の支給は無報酬とみなします。)
- ⑤日本国内における活動
- ⑥政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと
- ⑦自動的な活動や懇親を目的とした活動でないこと
- ⑧職場などの行事として行う活動でないこと
- ⑨学校等の管理下の児童生徒の活動でないこと
- ⑩危険度の高い活動でないこと

対象になるかどうか
わからない時は、
行事の前に
お尋ねください。



対象となる活動例

①	地域社会（コミュニティ）に関する活動	地域清掃活動、地域防犯・自主防災・防火活動、交通安全運動、通学路除雪など ◎スタッフ同士の懇親会や親睦旅行、町内運動会や祭りの参加者は対象となりません。 ◎通学路除雪ではトラクターなどの重機を使った場合は対象となりません。
②	社会福祉に関する活動	社会福祉施設等への協力活動、地域の子育て支援など
③	保健医療に関する活動	食生活改善、成人病予防、健康増進など
④	環境保全に関する活動	河川等の清掃活動、森林保全、ゴミの減量化など ◎森林保全活動では、チェンソーによる伐採や高所での枝打ち作業などの危険度の高い活動は対象となりません。
⑤	教育・文化・スポーツに関する活動	(教育)不登校児支援、非行防止、読み聞かせボランティアなど (文化)伝統文化の継承・振興、文化活動の指導・普及など (スポーツ)スポーツ普及教室の開催、各種スポーツ指導、市民マラソンなど ◎指導者やスタッフなどが対象であり、競技者や受講生などは対象となりません。 ◎山岳登はん・ハンググライダーなどの危険度が高いスポーツは対象となりません。
⑥	国際交流・協力に関する活動	留学生・帰国者・外国人との交流・支援、通訳ボランティアなど
⑦	その他	(災害時の救援)被災者支援活動、救援物資の提供など ◎避難所での炊き出し、連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場での救援活動などは危険度が高いため対象となりません。

保険金の請求には、日頃の具体的な活動内容や
事故の状況などの書面が必要になります。